

事件名：ウォークバルーン事件	法分野：商標法
知財高等裁判所平成18年12月21日判決（平成17年（ワ）第5588号）	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は登録商標「ウォークバルーン」（以下「本件登録商標」）に係る商標権者である原告が、送風式バルーン着ぐるみ商品（以下「風船商品」）に被告標章（以下「被告標章」）を付して販売等する被告の行為は原告の商標権を侵害するとして、被告に対して、<u>被告標章を付した風船商品の譲渡等の差止め、本件風船商品等の廃棄、及び被告標章の使用について損害賠償及び不法利得返還</u>、を求め、結論として風船商品自体の廃棄以外について認められた事案。</p>	
<p>【争点】 被告標章と本件登録商標との類似、本件登録商標はその他の先願登録商標に類似するか否か（4条1項11号）、本件登録商標につき品質の誤認を生ずるおそれがあるか否か（4条1項16号）、被告標章に原告の商標権が及ぶか（26条1項2号）、損害の範囲等</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：認容）</p> <p>「ウォークバルーン」（本件登録商標）と「ウォーキングバルーン」（被告標章）は双方とも一体不可分の商標であり、称呼も類似する。前者は「歩く風船」、後者は「歩いている風船」であり、観念も類似する。類似する。</p> <p>「ウォークバルーン」（本件登録商標）は一体不可分であるから、「ウォーク」と「バルーン」という登録商標とは外観、称呼、観念が相違する。4条1項11号に該当しない。</p> <p>「バルーン」には送風式で膨らませて使用する（バルーン構造）商品として、取引者ないし需要者一般に認識されている語ではない。4条1項16号に該当しない。</p> <p>「バルーン」が「仮装用衣装として用いられる被服」（指定商品）又はそれに類似する商品の品質、「ウォーキング」が「仮装用衣装として用いられる被服」（指定商品）又はそれに類似する商品の用途又は効能を表示している事実はない。26条1項2号に該当しない。</p>	
<p>【コメント】</p> <p>観念の類似を主たる理由として侵害を認めた判例である。</p>	
<p>【参考文献】 小野晶延他「商標の法律相談【改訂版】」青林書院、田村善之「商標法概説」弘文堂</p>	